

中小企業信用保険法の特例

承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者である中小企業者が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って企業立地又は事業高度化のための措置を行うために必要な資金に関して、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に中小企業信用保険法の特例を設けて信用保証協会が積極的に保証を行うことができるように措置したもの（中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の特例）。

付保限度額

承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者であり、中小企業信用保険法に規定する地域産業集積関連保証を受けた中小企業者が適用を受けられる付保限度額。

保険の種類	通常適用される付保限度額	本法の特例措置によって適用される付保限度額
普通保険	2億円(組合:4億円)	4億円(組合:8億円)
無担保保険	8,000万円	1億6,000万円
特別小口保険	1,250万円	2,500万円

填補率

普通保険の保険関係においては、地域産業集積関連保証に係るものについての保険価格に対する保険金額の割合及び保険事故が発生した場合の填補率を通常の70%から80%に引き上げる。

保険料

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険料の額は、保険金額に年2%以内において政令で定める率を乗じて得た額（通常は年3%）。